計算書類に対する注記

- 1. 継続事業の前提に関する注記該当なし
- 2. 重要な会計方針
- (1) 固定資産の減価償却の方法
- 定額法
- (2) 引当金の計上基準
- ・退職給与引当金-埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度掛金相当額を退職給与引当金に計上 また、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度の対象外である期間を有する職員の 退職金支給に備え、相当額を計算し計上
- ・賞与引当金ー当該会計年度の負担に属する額を見積り、計上
- ・ 徴収不能引当金-該当なし
- 3. 重要な会計方針の変更該当なし
- 4. 法人で採用する退職給付制度
- · 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度
- · 独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第一号第三様式、第三号第三様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア つばさ共同作業所拠点(社会福祉事業)
 - 生活介護
 - 就労移行
 - · 就労継続B型
 - ・ジョブコーチ

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	430, 287, 962	0	0	430, 287, 962
建物	183, 466, 656	0	11, 236, 452	172, 230, 204
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	614, 754, 618	0	11, 236, 452	603, 518, 166

- 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し該当なし
- 8. 担保に供している資産該当なし
- 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却	当期末残高
	10114 lbd 657	累計額	
土地(基本財産)	430, 287, 962	0	430, 287, 962
建物(基本財産)	487, 359, 211	315, 129, 007	172, 230, 204
土地	131, 934, 540	0	131, 934, 540
建物	126, 967, 030	95, 092, 132	31, 874, 898
建物付属設備	38, 244, 712	11, 335, 000	26, 909, 712
構築物	23, 439, 922	17, 876, 483	5, 563, 439
車輌運搬具	38, 462, 957	35, 550, 789	2, 912, 168
器具・備品	35, 898, 100	32, 198, 283	3, 699, 817
機械・装置	19, 924, 354	17, 069, 789	2, 854, 565
無形固定資産	6, 344, 570	4, 030, 212	2, 314, 358
合 計	1, 338, 863, 358	528, 281, 695	810, 581, 663

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 該当なし 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。 該当なし

13. 重要な偶発債務該当なし

14. 重要な後発事象該当なし

- 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- (1) 基本金の計上

のぞみホーム拠点区分において

第1号基本金 61,503,737円

第3号基本金 6,200,000円を過年度分として計上した。

(2)退職金の計上

法人本部拠点区分において、埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員退職手当共済制度対象外期間相当分として計上した。